

## 遠隔臨場の試行要領

### (目的)

第1条 この要領は、建設現場において、受発注者の業務効率化を図るため、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会・段階確認及び検査（以下、「遠隔臨場」という。）を行う試行について必要な事項を定めるものである。

### (対象工事・業務)

第2条 原則として、交通基盤部及び経済産業部が発注する全ての土木工事、農林土木工事及び業務委託を対象とする。

対象となる工事及び業務は、特記仕様書を添付して発注手続きを行うこととし、受発注者間の協議により遠隔臨場を実施することができるものとする。

### (適用)

第3条 遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等で撮影した映像と音声を監督員又は検査員にリアルタイムで配信し、双方向通信で相互に確認を行うことにより、必要とする情報の入手が可能と監督員又は検査員が判断した場合に限り、臨場又は実地に替えることができるものとする。

### (実施方法)

第4条 受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。

#### (1) 事前調整

受注者は、実施に先立ち、監督員と遠隔臨場の適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーション又はサービス）、その他必要な事項について調整する。なお、電話、メール等での調整を可とする。

#### (2) 実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通話中の監督員又は検査員の映像を含む写真等のいずれかの記録を行うものとする。

遠隔臨場が行われた証拠を除く内容の記録は、監督員又は検査員の臨場又は実地に替えて黒板に遠隔臨場であることを明記した写真により行うものとする。

### (実施手続)

第5条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。

#### (1) 事前調整

受注者は、遠隔臨場の実施について、監督員と事前調整する。

#### (2) 立会・段階確認、検査の申請

受注者は、遠隔臨場を実施する場合、立会・段階確認願の施行予定表の記事欄又は検査申請書の検査内容欄に遠隔臨場であることを明記する。実施日時等の取扱いは、臨場の場合と同様とする。

ただし、監督員又は検査員が臨場の必要があると判断した場合は、遠隔臨場による申請を行った場合においても、臨場により実施するものとする。

(3) 立会・段階確認、検査の実施

受注者は、実施予定日時に、監督員又は検査員に対して通信を開始して実施する。

ただし、監督員又は検査員が必要とする情報が得られないと判断した場合は、遠隔臨場を中止し、通常の臨場による確認を実施するものとする。

(4) 立会・段階確認、検査の確認

受注者は、遠隔臨場による立会・段階確認を実施した場合、立会・段階確認願の確認書に、実施記録を添付し監督員に提出するものとし、遠隔臨場による検査を実施した場合は、検査終了後速やかに実施記録を監督員経由で検査員に提出するものとする。

(機器等の手配・仕様)

第6条 受注者は、以下の項目により遠隔臨場に必要な機器等を準備するものとする。

(1) 受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行う。

(2) 発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等を利用する。

(3) 利用するアプリケーション又はサービスは、発注者が保有するタブレット端末で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して新たな費用負担が生じないものを受注者が選定する。

(費用)

第7条 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費（業務の場合は諸経費）の率分に含まれるものとし、別途計上しない。

(試行の検証)

第8条 遠隔臨場の有効性や効果、課題について把握するため、遠隔臨場を実施した受注者及び監督員に対してアンケート調査等を実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。